

19 商品売上原価

19 商品売上原価										令和5年1月から12月までの1年間の商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。 （万円未満四捨五入）									
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	・11欄の「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」、「⑤小売の商品販売額」に対する商品売上原価を記入してください。										
			9	5	7	8	0,000												

- 商品売上原価は、年初在庫額（期首商品棚卸高）＋当年仕入額（当期商品）－年末在庫額（期末商品棚卸高）により計算してください。
- 小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

20 年初及び年末商品手持額

20 年初及び年末商品手持額										令和5年の年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額（商品棚卸高）を記入してください。 （万円未満四捨五入） 記入困難な場合は、令和5年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。												
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	・原則として仕入れた際の原価（困難な場合は時価）で記入してください。 ・その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。 ・営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。 ・商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。										
年初商品手持額										2	0	0,000										
年末商品手持額										2	4	0,000										

- 令和5年年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額を記入してください。令和5年年初及び年末現在にすることが困難な場合は、令和5年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の事業所から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

21 小売販売額の商品販売形態別割合

21 小売販売額の商品販売形態別割合										第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）									
①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売（インターネット以外）	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計	・ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。 ・共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。												
8	0		1	4	6	100%													

- 商品販売形態別の割合について、第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」を100%とし、その内訳を整数で記入してください。
- 自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- 「通信・カタログ販売（インターネット以外）」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。（インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。）
- 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- 生活協同組合などの共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売したものは、「その他」とします。

22 セルフサービス方式の採用

22 セルフサービス方式の採用		該当する番号を○で囲んでください。
①セルフサービス方式を採用している （売場面積の50%以上）	セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。 ① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること ② 店に備え付けられている買い物かご、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること	
②採用していない		
【セルフサービス方式に該当する例】 総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など		

- 「1 セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
①消費者が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
②お店に備え付けられている買い物かご、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- セルフサービス方式に該当する例（○）、該当しない例（×）については、下表を参照してください。

セルフサービス方式についての主な例

○セルフサービス方式に該当する例	×セルフサービス方式に該当しない例
対面販売を必要としない形態	百貨店や、商店街にある従来型の店舗形態の事業所 対面販売を中心とした事業所
○総合スーパー ○専門スーパー （衣料品スーパー） （食料品スーパー） （住関連スーパー） ○コンビニエンスストア ○ドラッグストア ○ホームセンター ○ワンプライスショップ（100円ショップなど） ○大型カー用品店	<各種商品小売業> ×百貨店（デパート）、専門店 ×呉服店、寝具店、げた・草履店、かばん・袋物店 <飲食料品小売業> ×米穀店、八百屋、食肉屋、牛乳販売店、お茶屋、 乾物屋、和・洋菓子店、豆腐店 <機械器具小売業> ×自動車販売店、二輪自動車店、自転車店 ×家庭用電気店（家電量販店を含む） <その他の小売業> ×家具店、建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・ 神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、ガソリ ンスタンド（セルフ給油を含む）、楽器店、テレビ ゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡 店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ